



女性も男性も楽しく参加できる退職者会に

全日本自治体退職者会は、3年前2023年11月の全国総会で、ジェンダー平等アクションプランを決定しました。4年間のアクションプランの折り返しの昨年12月、全国の地区連絡協議会（地連）、都道府県本部、単位退職者会（単会）と女性役員を対象に、アクションプラン進捗状況調査を実施しました。調査には、9地連のうち9、47県本部のうち45、542単会のうち357、そして39県の69人の女性役員からご回答をいただきました。お忙しい中、調査に回答をいただいたみなさま、ありがとうございます。

調査の基本的な集計を終え、この結果から何が言えるのかの分析に取りかかっています。7月23日の県連絡会議にその分析を紹介し、最終的には11月20日の県代表者会議に報告書としてお示しすることとしています。

ジェンダー平等のポイントは、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒にできることです。ジェンダー平等は、人間の生まれつきの権利＝基本的人権にかかわるものです。また、多様性を尊重することは、一人ひとりの能力が生かされ、よりよい社会に発展することにつながります。自治体退職者会も、ジェンダー平等な社会が実現するためにささやかな役割を果たしていきましょう。

退職者会は親睦と交流が中心

アクションプラン進捗状況調査に、「退職者会は親睦と交流が中心」というご回答をいくつかいただきました。まったくその通りです。そこで一緒に考えていただきたいことは、県本部や単位退職者会の親睦事業が、本当に女性も参加したくなるような形で行われているだろうか、ということです。女性も参加したくなるような形に変えることが本当の親睦になるのではないのでしょうか。女性の参加が少ないのは理由があるのではないかなど、女性も30%以上参加する会議などで検討してみてもはどうでしょうか。

そして、女性も参加したくなる親睦行事をすることが、女性をはじめとする会員増につながるのではないのでしょうか。

指導的地位に就く女性の割合を30%以上に

「女性参加30%が一人歩きしていないか」というご回答もいくつかいただきました。男性多数派の中にいる女性が本当の力を発揮するためには、ある程度の女性の数（比率）が必要、ということは、アメリカの社会学者R. M. カンターの1977年の『企業のなかの男と女』（高井葉子訳）に示されました。カンターは企業組織の調査から、企業の管理職に占める女性の割合が15%以下であるときは、その女性は、常に目立ち、発言しても「女性だから」と類型化して扱われ、孤立し、結局持っている能力を発揮できない、それは女性だからというよりも、例えば看護師集団の中の男性、白人多数派に対する黒人少数派でも同じようなことがある、と論じました。ところが65%対35%ぐらいになると、このような関係は薄れ、少数派も連携して全体に影響を及ぼすことも可能、とカンターは言います。カンターは30%とは言っていないですが、古典というべきこの研究を受けて、多くの社会学者、政治学者やジェンダー研究者が、30%がクリティカルマスだと言うようになりました。「クリティカルマス」とは、核分裂連鎖反応の「臨界質量」から社会学に移されたことばです。

1985年の国連世界女性会議で、指導的地位に就く女性の割合を、1995年までに少なくとも30%にまで増やすという目標が採択され、2000年の国連特別総会でこの30%目標が決められました。日本政府もこれを受け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を2003年に決定しました。

私たちの身近でも、多数の男性の中の女性、多数の女性の中の男性は、居心地悪く感じて、積極的に発言するよりも会合が終わるのをじっと待つことを選ぶ、という経験があるでしょう。その境目が30%だと聞けば、なるほどと思わないのでしょうか。

女性30%以上の成功例を示してほしい

各地の単位退職者会や県本部で、役員や会合に女性が30%以上参加することで成功している例を示してほしい、というご回答もいくつかいただきました。ある地連の女性集会には、昨年まで一つの県本部だけ女性の参加がありませんでした。「参加したいという女性がいらない、無理に頼んだら退職者会をやめてしまう」と言われていました。ところが今年の女性集会にこの県から2人の女性が参加しました。集会が終わって2人は、「とても楽しかった、来年も誰か誘いたい」と言って帰りました。これはアクションプラン進捗状況調査チームの会議でうかがった話です。11月にお示しする報告書には、ぜひ、各地の成功事例をいくつか紹介したいと思います。

あなたの単会でも、ちょっと勇気を出して、女性に参加を呼びかけてみませんか。どういう親睦事業なら女性がたくさん参加してくれるか、女性たちの声を聞いてみませんか。女性の参加が30%を超えたとき、きっと素晴らしい連鎖反応が起きるのではないのでしょうか。

自治退ジェンダー平等アクションプランの取り組みについて、方針化、又はアクションプランを策定していますか？該当するものを○で囲んでください。

	地連	県本部	単会
ア 方針化し、策定済み	1	4	6
イ 方針化しているが策定していない	6	20	64
ウ 今後方針化の予定	2	6	34
エ 方針化する予定はない	0	15	239
回答なし	0	0	12

三役や幹事等に新たに女性を配置していない地連・県本部・単会にお尋ねします。（非該当単会はスキップ）理由はどうなことでお考えですか？ 該当するものすべてを○で囲んでください。（複数回答可）

	地連	県本部	単会
ア 声かけに応じてもらえない	0	6	70
イ 財政的事情で増員が無理	0	3	5
ウ 各単会の理解が得られない	0	1	4
エ 各単会幹事に対象となる女性が見当たらない	0	6	46
オ その他（具体的に記入ください）	2	9	25
回答なし	7	27	240

女性集会や女性委員会活動等を実施していない地連・県本部・単会にお尋ねします。（非該当単会はスキップ）理由はどうなことでお考えですか？ 該当するものすべてを○で囲んでください。（複数回答可）

	地連	県本部	単会
ア 開催する必要性を感じない	1	6	109
イ 開催予定で準備中	0	2	3
ウ 開催したいが参加があるか不安	3	11	77
エ 開催したいがやり方がわからない	1	1	15
オ 財政的に難しい	3	11	47
カ その他（具体的に記入ください）	2	14	87
回答なし	4	14	81

社会福祉法等の一部改正法案が成立、政省令や予算化に取り組む

「特定地域サービス」の創設等の介護サービスの見直し

社会福祉法等の一部改正法案は、衆議院で27項目の付帯決議を付けて2026年5月26日可決し、6月22日参議院で15項目の付帯決議を付けて可決・成立した。

改正法案は、社会福祉法や介護保険法、老人福祉法等9本の束ね法案であるが、その中心は、介護保険制度の見直しにある。

同法案は、全国を「大都市部」、「一般市等」、「中山間・人口減少地域」と3分し、中山間・人口減少地域の中で「特定地域」を設定し、介護職の人員配置基準の緩和や月単位の包括報酬を可能とする「特定地域サービス」や、事業所が整備できない地域では、市町村が介護事業者へ委託する「特定地域居宅サービス等事業」を創設するものである。

法案は、人手不足で介護事業所の維持が困難な中山間地域など人口減少地域でのサービスの維持を目的としたものとされているが、「特定地域サービス」や「特定地域居宅サービス等事業」の創設は、常勤・夜勤要件や緩和等によるサービス水準の低下や介護職員の労働過重が危惧される。

同地域に指定された場合は、介護保険制度の基本給付から除外されることにつながり、「保険あって給付なし」の事態を生み出すことになる。人材不足を口実とした安易な「特定地域」の指定による基準緩和が行われないよう、「地域設定」に当たっては、地域住民の理解と納得による限定的な運用を求める。

付帯決議を武器に介護保険制度の改悪を許さない

同法は、「特定地域」での新たな事業の創設以外にも、①中重度者の要介護者が入居している「住宅型有料老人ホーム」の登録制の導入と新たな利用者のケアマネジメントに関する「1割負担の導入」、②高齢者の日常生活支援や入院・入所手続、死後の事務に対応する有料の第2種社会福祉事業の創設、③介護保険証の65歳到達時の本人交付の廃止、など多岐にわたる重要な見直しが含まれている。

今後、付帯決議で確認された高齢者の権利保障やサービス水準の維持、介護職員の労働過重の回避等に向け、退職者連合と連携し、具体の政省令や予算化に対する取り組みの強化が求められている。

「地域の実情に応じた支援体制の充実」に向けて、地域での利用者・市民参画を促進し、今回の制度改正を口実とした介護保険制度のなし崩し的な改悪を許さない取り組みが求められている。

健康保険法等の改正、1か月の自己負担限度額引き上げ

健康保険法等の一部を改正する法律が2026年5月29日に成立した。妊娠・出産に対する支援の強化（出産の標準的な費用に自己負担がかからないようにする）という改正もあるものの、以下に述べる問題ある項目とセットで法案審議がされること自体問題だ。

高額療養費制度に関する改正は、医療費の増大を理由に、1か月の自己負担限度額を引き上げるもの。2026年8月から、全ての所得区分において上限額を4～7%引き上げる。また、2027年8月から、所得区分（現行4～5区分）を13区分に細分化し、所得によっては現行より38%高くなる例も。あわせて、70歳以上の外来医療費の自己負担に上限を設ける「外来特例」については、2026年8月から、一般は月18,000円が22,000円に、住民税非課税は月8,000円が11,000円に引き上げられる。確かに、年間上限額の新設など、長期療養者や低所得者への若干の配慮は盛り込まれたものの、現行制度の下においても経済的な負担から必要な治療を断念せざるを得ない方や治療により生活の困窮に陥る方がいるのに、さらに負担が増加する。

OTC類似薬の保険給付の見直しは、その一部を保険給付の対象

外とするもの。しかし、保険外療養となる薬剤の範囲がなし崩し的に広げられる懸念がある。薬剤費以外の診療行為まで保険外療養となるのではないかとの指摘もある。

衆議院における17項目の附帯決議を武器に、2026年8月見直しを検証し、高額療養費制度について検討し直す必要がある。

国家情報会議設置法成立、プライバシー保護擁護の運動を

2026年5月27日、国家情報会議設置法が成立し、7月ごろの施行が想定されている。

インテリジェンス能力強化をうたった同法は、国民の人権を著しく不当に侵害しかねない危険性を持つ。第一に、情報活動の対象が不明確、不明瞭である。デモや集会への参加や、在日外国人やその支援者の活動が対象とされる懸念が払拭されない。第二に、個人情報・プライバシーの保護が制度化されていない。第三に、国会の関与や第三者機関によるチェックなど、民主的統制の仕組みがない。さらに「スパイ防止法」や「対外情報庁」の設置等により、個人情報やプライバシーの侵害、内心の自由や通信の秘密を侵害する制度に道を開くものである。

引き続き憲法に保障された権利・自由を擁護することが求められる。

急増する軍事費

軍事費は14年連続で伸び続け、2026年度当初予算では過去最大の9兆0353億円を計上した。軍事ローンである後年度負担額も17兆9524億円で過去最大を更新。軍事費は今やGDP比2%に膨れ上がり、人びとの命とくらしに密接な社会保障関係費や文教費を抑制し、新たな増税＝防衛特別所得税につながっている。アメリカからはさらにGDP比5%を求められている。

自民党と日本維新の会の連立政権合意書（2025年10月20日）で、「次世代の動力を活用したVLS搭載潜水艦の保有」をうたい、小泉防衛大臣が「原子力だからということで議論を排してはならない」と発言したことは、原子力基本法第2条に違反する。放射性廃棄物の処理も確立されていない中でまったく無責任だ。

病気入院の備えも追加できます

安心総合共済

ケガで入院・通院・手術・死亡/賠償責任/携行品損害

保険期間:2026年3月20日午後4時～2027年3月20日午後4時

中途加入（4月以降のご加入）は、毎月月末までにお申し込みいただくと、翌月20日より補償開始となります。

◆最終申込締切日は9月末（補償開始日10月20日）です。

1.（オプション）がん診断された場合、一時金を支払います。

2.（オプション）医療補償を付帯することにより、病気も対象となります。

◆がん補償・医療補償については告知内容等によって加入制限があります。

3.会員なら何歳になっても加入・継続できます。

4.会員本人と配偶者が加入できます。

5.ケガ（死亡・入院・手術・通院）が補償されます。

6.日常生活での第三者に対する法律上の個人賠償責任（対人・対物）補償として国内無制限・国外1億円が付いています。

7.外出時における携行品が補償されます。

お問い合わせ先 取扱代理店 株自治労サービス

TEL：03-3239-5880

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険のペットネームです。この広告は団体総合生活保険の概要について、ご紹介したものであり、ご加入に当たっては必ずパンフレット・補償のあらまし(重要事項説明書)をよくお読みください。

引受保険会社: 東京海上日動火災保険(株) (担当課)広域法人部・団体協同組織室

住所：東京都千代田区三番町 6-4 TEL：03-3515-4151

2025年9月作成 25TC-002488